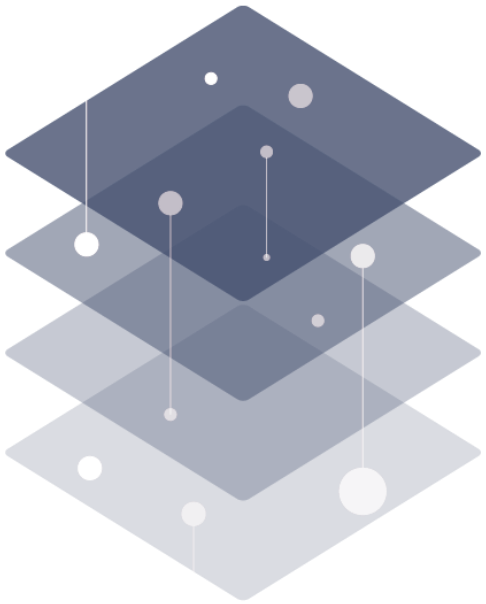

募集

令和7年度
みやぎ認定IT商品
対象商品

宮城県では、本県の情報産業の振興を図るため、県内のIT関連企業等が開発・販売する優良なソフトウェア商品を「みやぎ認定IT商品」として認定し、販路拡大などの支援を行っています。
このたび、令和7年度の「みやぎ認定IT商品」を募集します。

募集期限　令和7年 **7月4日(金)** 午後5時(必着)

認定対象　今後の市場性が見込まれ、以下の要件を全て満たす商品

1. 県内IT 関連企業等(宮城県内に本社又は本店、製品開発拠点を置くソフトウェア等の開発を行う企業又は共同体)が自ら開発し、販売するもの。
2. ソフトウェア商品 であるもの。(ハードウェアに搭載されているものも含む)
3. 認定時に開発が終了し、販売されているもの又は販売されることが確実なもの。
4. 独自性、新規性、有用性、収益性 が認められる商品で、その利用拡大が期待されるもの。(有識者による審査)

認定後の支援　認定後、以下の支援を受けることができます。

1. 宮城県のHP 等での認定商品情報の紹介(公表)
2. ロゴマークの使用
   みやぎ認定IT商品のロゴマークを使用することができます。
3. 専門家による販売促進に対する支援(専門家派遣支援)
   認定商品の売上拡大について、県の登録専門家(県HP上で公表)の支援を受けることが出来ます。(謝金及び旅費県負担)
4. 販売促進活動に対する補助金の交付(IT商品導入促進事業補助金)
   ・認定商品の売上拡大に資する活動経費の一部について、補助金を交付します。
   ・補助率:経費の1／2、補助上限:150万円
   (補助の対象となる経費については要件があります)
5. 県 制度融資「がんばる中小企業応援資金」信用保証料の割引
   ※詳細は宮城県商工金融課Webサイトを御確認ください

- 募集期間内に交付要綱に定めている交付申請書と関係書類(事業計画等)を提出願います。
- 要綱・様式等詳細は、宮城県産業デジタル推進課HP(アドレス下記参照)で御確認ください。

商工金融課
Webサイト

問い合わせ

宮城県企画部産業デジタル推進課 担当:産業デジタル推進第二班
TEL 022-211-2479
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
URL:https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/it-trial.html

◆ 認定期間

認定日（令和7年8月頃）から令和9年度末まで

◆ 事業の流れ

申 請（①） → 審 査（②, ③） → 認定（④） → 各種支援（●）

① 申請書の提出
提出期日［令和7年7月4日（金） 午後5時必着］までに、申請書等を提出していただきます。
提出の際には申請要件や書類の不備などについて形式審査を行います。

② 書類審査
事業内容について書類審査を行います。

③ プレゼンテーション審査［令和7年7月30日（水）］
書類審査を通過したものについて、プレゼンテーションを行っていただきます。
対象者には文書等により時間と場所等を連絡します。

④ 認定（8月上旬）
認定商品を決定します。認定後に別途認定証を授与します。
審査結果は、文書により申請者あてに通知します。また、県のHPで公表します。

●各種支援については表面を参照

◆ 審査

（1） 申請された商品については、審査会で商品内容等を評価した上で認定します。
（2） 申請者には、上記審査会で商品内容等を説明していただきます。
（3） 多数の申請があった場合には、書面審査を行い審査会にて評価を行う企業を選定します。
（4） 新型コロナウイルス感染症の影響により審査方法が変更となる可能性があります。

◆ 審査の基準（以下の項目について審査を行い、認定商品を決定します）

審査項目	審査基準
（1） 新規性	・これまで難しかったことを可能にする等、ソフトウェアによってユーザーに新しい価値を提供する商品か。
（2） 技術面の工夫	・競合商品の調査がなされているか。 ・競合商品と比較して優れた点があるか。
（3） 有用性	・経済的効果、住民生活の利便性の増進に寄与するものであるか。
（4） 市場ニーズ	・市場性があるか。 ・潜在的な需要のある商品か。 ・対象市場の調査を行っているか。
（5） 価格設定	・価格設定は商品内容に見合ったものであるか。
（6） 販売戦略	・商品の販売戦略があるか。 ・今までの販売状況の評価等を実施しているか。